

楽都・仙台に復興祈念『2000席規模の音楽ホール』を！市民会議 団体規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は、「楽都・仙台に復興祈念『2000席規模の音楽ホール』を！市民会議」と称する。(以下、「市民会議」という。)

第2章 目的及び活動

(目 的)

第2条 市民会議は、東日本大震災の復興を祈念し、その象徴として、楽都・仙台の中心部に、2,000席規模の音楽ホールの建設を早期実現することについて、仙台市、宮城県等の関係機関に強く働きかけると共に、早期実現のために必要な活動を行うことを目的とする。

(活 動)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 音楽ホール建設に向けた仙台市民及び宮城県民の機運を醸成するための活動
- (2) 音楽ホール建設寄付金を募集する活動
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

第3章 構成及び組織

(構 成)

第4条 市民会議は、次に掲げる、世話人、賛同者により構成する。

- (1) 世話人は、第2条に規定する目的を共有し、その活動を実現するため市民会議の設立を呼びかけた団体を代表する者をいう。
- (2) 賛同者は、第2条に規定する目的と活動内容に賛同する者で、市民会議に登録した個人又は団体をいう。この場合において賛同者は、氏名又は団体名(会社名)のウェブサイト等への掲載について了承を得ることを基本とする。ただし、希望により掲載しないことができるものとする。
- (3) 前条第2号による音楽ホール建設寄付金を寄付した個人又は団体は、寄付と同時に賛同者となることを基本とする。

(世話人会)

第5条 世話人は、世話人会を構成し、市民会議の活動に関する重要な事項について協議、決定する。

- 2 世話人会は、市民会議の代表として代表世話人1名を互選により選出する。
- 3 世話人会は、事務局における会計事務を監督する監事1名を指名する。
- 4 世話人会は、代表世話人が招集し、代表世話人が議長を務める。
- 5 世話人会の決議は、原則として全会一致をもって行う。

(代表世話人)

第6条 代表世話人は、市民会議を代表する。

- 2 代表世話人の任期は、就任した日から市民会議の解散の日までとする。

(監 事)

第7条 監事は、事務局における会計事務を監督する。

(事務局会議)

第8条 事務局会議は、世話人が所属する団体に在籍する者の中から、世話人がそれぞれ指名する者（2名以内）で構成し、市民会議の具体的な活動内容等について協議のうえ、事業を執行する。

2 事務局会議は、事務局の運営を行う事務局長1名を互選により選出する。

(事務局長)

第9条 事務局長は、事務局会議の決定に基づき、事務局の円滑かつ適正な運営を行う。

(事業年度)

第10条 市民会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 活動資金

(活動資金)

第11条 市民会議の活動に要する費用を活動資金と呼び、世話人の所属する団体の拠出金により形成する。

2 活動資金は、その全額を市民会議の活動に要する費用に充当するものとし、ホール建設寄附金とは明確に分離し管理する。

第5章 活動の報告

(活動報告等)

第12条 活動状況・報告等は、随時、市民会議の開設するインターネット上のウェブサイトにおいて公開する。

2 前項における方法以外に、チラシ等の印刷物による公開を適宜行う。

3 活動報告会等の会合は、必要と認めた場合に開催する。

第6章 事務局

(事務局の設置等)

第13条 市民会議の事務を処理するため、事務局を仙台市青葉区錦町1丁目3番9号、公益財団法人 音楽の力による復興センター・東北内に置く。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の改廃)

第14条 この規約の改廃は、世話人会の決議により行うことができる。

(解散)

第15条 市民会議は、世話人会の決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第16条 市民会議が解散した時点において、なお有する残余財産は、市民会議の活動に密接な関係を有する地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に必要な事項は、世話人会の決議により別に定める。

附 則

この規約は、平成27年9月8日から施行する。